

給与 支払明細書

2023年 4月分

支給日 2023年 4月 30日

氏名		殿
----	--	---

出勤日	5日間	雇用時間	15時間	うち政務活動 業務時間	7.5時間
-----	-----	------	------	----------------	-------

支給額	
時間給	1,000円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	15,000円
控除額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	459円
合計	459円

差引総支給額	14,541円
うち政務活動支給額	7,500円

給与 支払明細書

2023年 4月分

支給日 2023年 4月 30日

氏名	■■■■■	殿
----	-------	---

出勤日	4日間	雇用時間	12時間
-----	-----	------	------

支給額	
時間給	1,000円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	12,000円
控除額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	367円
合計	367円

差引総支給額	11,633円
--------	---------

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	倫理法人会会費(令和5年4月分)		
年月日	R5年4月24日	金額	10,000円

会の趣旨・目的	人々との意見交換ネットワークを拡げ、健全な社会と生活環境を実現し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。
会の活動内容等	講習会、研修会など
政務活動・県政との関連性	講習会、研修会などを通じて、会員との意見交換により、県政等に関する情報収集をする。倫理法人会活動を通じて、地域社会の発展、環境の保全、産業の振興などに関する意見、知見、アイデアを、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の規程・事業概要・その他

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,000円	1/1	10,000円
		100%	

3-15-4-4

13	[Redacted]		
14	[Redacted]		
15	[Redacted]		
16	[Redacted]		
17	[Redacted]		
18	[Redacted]		
19	[Redacted]		
20	05-04-24	BF	*10,000 SMBC(リンリホウ)
21	[Redacted]		
22	[Redacted]		
23	[Redacted]		
24	[Redacted]		

◎記号の説明

- AA, AF入金
- FA, FF振込
- C0, 1, 2, 3, 4他店券入金
- TF, TO取立
- BA, BF支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

- 第11条 会員同士の意見の相違や紛争については、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。
- (組 織)
- 第12条 本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の許可を要する。
1. 本会を、都道府県倫理法人会とする。
 2. 会長以下必要な役員者（規程第15条）を置く。
 3. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
 4. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。
- 第13条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および単倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。
1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
 2. 単倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
 3. 会長以下必要な役員者（規程第16条）を置く。
- 第14条 前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所法人局内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、法人局担当理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。
1. 正倫理法人会の場合
単倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
 2. 単倫理法人会の場合
統合、あるいは廃止とする。
 3. 解散処置
「倫理法人会憲章」の精神に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。
- (役 員)
- 第15条 都道府県倫理法人会には、以下の役員者を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 50社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
 3. 幹 事 長 1名
 4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
 5. 事 務 長 1名

- 第16条 本会の構成員は次に定めるものとする。
- (1) 当所正会員で本会に登録した者
 - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
2. 本会の目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。
- 6条 会費は次のとおりとする。月額1口 1万円（何口でも可）。
- 7条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 8条 第6条の会費は、法人会計に充当する。
- 9条 会員は次の場合、退会とする。
1. 会員からの申し出によるとき。
 2. 会員である法人が解散したとき。
 3. 除名されたとき。
 4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。
- 10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。
- (1) 定款その他の規程に違反したとき。
6. 副 事 務 長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。
7. 監 査 1～2名
8. 地 区 長 各地区1名
9. 副 地 区 長 各地区1名に限り置くことができる。
1千社を越える都道府県、もしくは広域地域では組織活性化のため地区を組織できる。地区は5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
10. 各 委 員 長 1名
11. 各 副 委 員 長 1名に限り置くことができる。
12. 相 談 役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
13. 顧 問 必要に応じて3名以内置くことができる。
- 16条 単位倫理法人会には、以下の役員者を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 2名以内
 3. 専 任 幹 事 1名
 4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
 5. 事 務 長 1名
 6. 副 事 務 長 1名に限り置くことができる。
 7. 監 査 1～2名
 8. 幹 事 10名以上を原則とする。
 9. 相 談 役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
 10. 顧 問 3名以内置くことができる。所域の重複を妨げない。
- 17条 本会の余役員者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。
- 18条 本会の余役員者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。
- 19条 本会の余役員者は、家庭倫理の会の全役員との兼務はできない。
- 20条 本会の全役員者は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。
1. 当所の名誉を傷つけた場合。
 2. 本会の運営・活動を妨げた場合。

- (管 理)
- 21条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 22条 本会は、必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 23条 本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。
- 24条 本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 25条 本会の役員者・会員に対する出稼旅費及び取引などに関する費用は、各会が最初に定めて「内規」などを定めて処理することとする。

- (附 則)
- [改定実施日]
- 第26条 本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝を含む一切の商取引を禁ずる。また、本会の役員者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。
- 第27条 役員者及び会員が、公選選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
1. 役員者で選挙に立候補する者は、公選選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
 2. 本会の役員者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
 3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。
- (附 則)
- [改定実施日]
- 第28条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 治 章
- 制 定 平成25年9月2日
改 正 平成28年11月22日 一部改訂
令和3年3月27日 一部改訂

3-15-4-4

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・郵便精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ更新管理費、サポート 4月分		
年月日	R5年4月28日	金額	40,000円

目的	ホームページを通じて県議会議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様幅広く発信する。
使途	ホームページ保守、管理、更新 (4月分)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・県議会の内容に関して、県民の皆様に関わりやすく報告し、県内の動向や、県政の課題を発信、提起し、幅広く県民の皆様からの意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

領収証 小沼ひであき 様 No. _____

★ ￥40,000-

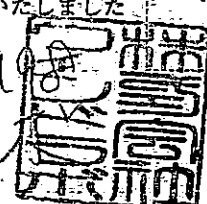
内訳
現金 但 ホームページ管理費、サポート代
小切手 /
手形 /

2023年4月28日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98

収入印紙



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	40,000円	1/1	40,000円
		100%	

〒436-0077

静岡県掛川市駅前11-2

静岡県議会議員
小沼 秀朗 様
お客様番号 [REDACTED]

3-15-4-6

請求書

静岡県議会議員
小沼 秀朗 様

請求日
請求番号 4024516

請求金額 11,000円
(消費税等 1,000円を含む)

請求期間 令和 5年 4月 1日~令和 5年 4月 30日
(支払期日 令和 5年 4月30日)

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報モタ)	静岡県議会議員 小沼 秀朗	1	10,000	1	10,000
		10%	【対象金額】		10,000
			【消費税等】		1,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 経理局長 [REDACTED] 連絡先 03-3524-6081
事務担当者 集計部長 [REDACTED] 連絡先 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツツツヤ」です。
みずほ銀行 内幸町営業部 普通 1598455
三井住友銀行 日比谷 普通 0930051
三菱UFJ銀行 虎ノ門 普通 2043260
りそな銀行 虎ノ門 普通 2071079
横浜銀行 新橋 普通 0125917

〒100-8178
東京都中央区銀座5丁目15番8号
株式会社 時事通信
代表取締役社長 坂本 克彦
電話 03(6960) 番代
(適格請求書発行数) 登録番号: T7010001018703

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>反聴広報費</u> ・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告書折込費 (18号)		
年月日	R5年4月14日	金額	90,842円

目的	県政に関する情報等を広く県民に広報する
使途	県政報告書折込費
政務活動・ 県政との 関連性	県議会、県政に関する情報を広く県民に伝える広報活動。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	出金
05.04.14		155
銀行番号	店番号	科目
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0311	お引出し	¥90,842
お取扱枚数	*****	
おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻
	¥00945007-	お取扱い できない場合

お振込先明細
シス'オカ
カケカ'ワ
普通 0437938
カ)アヒ'サレ 様
コヌマヒテ'アキ 様
TEL0537-24-7780

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	90,842円	1/1 100%	90,842円

023893

請求書

小沼秀朗

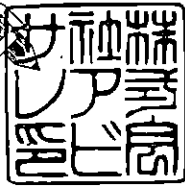
様

静岡新聞・静岡放送・中日新聞 広告代理店 宣伝企画・デザイン・撮影・印刷

R5年4月12日

creative agency
abisare

株式会社 アビスレ

〒436-0038 静岡県掛川市領家864-1
TEL0537-24-2301・FAX0537-24-8002

営業担当

取引銀行	掛川信用金庫	下俣支店	普通	No.1037102
	静岡銀行	掛川支店	普通	No.0437938
	磐田信用金庫	掛川支店	普通	No.5028900
	ゆうちょ銀行	記号12300	番号	22791741

匿名義 株式会社アビスレ

品名	数量	単価	金額	摘要
チラシ新聞折込料立替金	26640	3.41	90842	4/12(水)折込
消費税	価格には消費税10%が含まれています。			
合計			90842	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて議員総会		
年月日	令和5年 4月12日	金額	3,460円

目的	県庁で行う議員総会に参加する為
使途	交通費 (掛川 ⇄ 静岡 東海道新幹線)
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県議会に関する議員総会が行われた。

《領収書貼付枠》

領 収 書		小沼 秀朗 様	
Receipt			
領収年月日	2023.-4.12		
金額	¥3,460 (消費税等込み)		
上記金額確かに領収いたしました			
購入商品	JR乗車券類 JR tickets		
(50271, 4枚)		印紙税申告納	
東海旅客鉄道株式会社		付につき名古屋中村	
掛川駅		税務署承認済	
掛川駅-MV2発行	60272-01		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,460円	1/1	3,460円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて議会資料整理		
年月日	R5年 4月 14日	金額	2,660円

目的	県議会資料整理の為
使途	交通費(菊川 ⇒ 静岡 東名高速道路) 交通費(静岡 ⇒ 掛川 東名高速道路)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会の資料整理を行った。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 掛川

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 4月14日 18時21分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-
(現金)

-入口料金所- 静岡

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号204-01481639-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 4月14日 12時30分

車種 普通

通行料金 ¥1,250-
(現金)

-入口料金所- 菊川

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19







取扱番号205-00731204-00

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,660円	100%	2,660円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県議会の資料整理		
年月日	R5年4月17日	金額	2,820円

目的	県庁にて議会資料の整理の為				
使途	交通費(掛川 ⇄ 静岡 東名高速道路)				
政務活動・ 県政との 関連性	県議会の資料整理を行った。				
《領収書貼付枠》	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月17日 10時20分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410- (現金)</p> <p>—入口料金所— 掛川 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号206-00250931-00</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月17日 16時21分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410- (現金)</p> <p>—入口料金所— 静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01201549-00</p> </td> </tr> </table>			<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月17日 10時20分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410- (現金)</p> <p>—入口料金所— 掛川 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号206-00250931-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月17日 16時21分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410- (現金)</p> <p>—入口料金所— 静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01201549-00</p>
<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月17日 10時20分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410- (現金)</p> <p>—入口料金所— 掛川 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号206-00250931-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月17日 16時21分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410- (現金)</p> <p>—入口料金所— 静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01201549-00</p>				

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,820円	1/1	2,820円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>公聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告書郵送費		
年月日	R5年4月26日	金額	70,320円

目的	県政に関する情報等を広く県民に広報する								
使途	県政報告書郵送費								
政務活動・ 県政との 関連性	県議会、県政に関する情報を広く県民に伝える広報活動。								
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>領収書</p> <p>様</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[別納引受] 第一種定形外(規格内) @120</td> <td>42.0g ¥70,320</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>¥70,320</td> </tr> <tr> <td>郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等 非課税計</td> <td>586通 ¥70,320 ¥6,392 ¥0</td> </tr> <tr> <td>合計 お預り金額 おつり</td> <td>¥70,320 ¥70,520 ¥200</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済 </div> <p style="font-size: small; text-align: right;">〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2023年4月26日 18:01 発行No. 230426A8285 端N46箱04 連絡先：掛川郵便局 TEL: 0570-943-292</p> </div>		[別納引受] 第一種定形外(規格内) @120	42.0g ¥70,320	小計	¥70,320	郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等 非課税計	586通 ¥70,320 ¥6,392 ¥0	合計 お預り金額 おつり	¥70,320 ¥70,520 ¥200
[別納引受] 第一種定形外(規格内) @120	42.0g ¥70,320								
小計	¥70,320								
郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等 非課税計	586通 ¥70,320 ¥6,392 ¥0								
合計 お預り金額 おつり	¥70,320 ¥70,520 ¥200								

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	70,320円	1/1	70,320円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	角2型封筒 印刷		
年月日	R5年 4月 18日	金額	15,642円

目的	県政に関する情報を広く県民に広報する書類を入れる為
使途	角2型封筒印刷費 600部 (5000部中4月使用分)
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例議会報告、政務活動状況等を広く県民に報告する。
<<領収書貼付枠>> ・130,350円×600/5,000=15,642円・・・4月充当分 ・130,350円×4,400/5,000=114,708円・・・5月充当分	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの	15,642円	100%	15,642円

3-15-4-13

領 収 証

No. _____

小沼ひであき様

2023年4月18日

★ ¥130,350-
但 角2封筒代
上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額 ¥118,500-
消費税額等(10%) ¥11,850-

〒436-0076 掛川市塩町4-5

余 ihori Connect

TEL・FAX.0537-22-2

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務所携帯料金		
年月日	R5年4月26日	金額	5,648円

目的	政務活動を行うための事務所携帯料金
使途	通話専用携帯料金 令和5年2月3月請求分 事務所用 通話専用携帯料金 令和5年3月請求分 本人携帯用
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 事務所用 ① 2月分 3,748円 ② 3月分 3,280円×30/31日=3,174円 本人携帯用 ③ 3月分 7,865円 - 3300円=4,565円 4,565円×23/24日=4,374円 ②、③については、選挙期間1日分を除く ① + ② + ③ =11,296円 11,296円×1/2=5,648円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会と案分する	11,296円	1/2	5,648円
		%	

3-15-4-14

13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	*14,893 ソフトバンクMB(SM)
21	05-04-26 BF
22	
23	
24	

◎記号の説明
 AA,AF入金
 FA,FF振込
 C0,1,2,3,4...他店券入金
 TF,TO取立
 BA,BF支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種別によって異なります。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

3-15-4-14

ご請求先番号： XXXXXXXXXX
Billing number

発行日 2023年 3月 11日

請求月 2023年 2月分
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
XXXXXXXXXX	今月のご利用分は5,000円未済でしたので、次月分と合せて引落しさせていただきます。 ※ご契約期間：1年 4ヶ月		
	基本料 基本プラン (音声) [2月 1日~ 2月28日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	9,200	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-9,200	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-138	10%
	定額料 データ定額3GB	1,500	10%
	割引 小容量割	-1,300	10%
	通信料 S!メール (MMS) @0円 64136Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 2173605Pkt (通信量合計 2237741Pkt [0.27GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS)	138	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	426	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	3,408	
	合計	3,408	
	内課税対象額 10%	3,408	
	内課税対象額 計	3,408	
	消費税等 10%	340	
	消費税等 計	340	
	ご請求金額	3,748	
	(税込金額 計 10%)	3,748	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会の印をご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

3-15-4-14

ご請求先番号: [Redacted]
Billing number

発行日 2023年 4月 11日

請求月 2023年 3月分
Month of Issue

SoftBank

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
[Redacted]	前月ご請求内訳でお知らせの通り、前月分との合計7,028円を引落しさせていただきます。 * * ご契約期間 1年 5ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [3月 1日~ 3月31日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	40,380	10%
	割引 家族割引 (20円 × 100%)	-20	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-40,360	10%
	定額料 定額プラン3GB	1,500	10%
	割引 小容量割	-1,300	10%
	通信料 S!メール (MMS) @0円 24147Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 176Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G-LTE/5G) @0円 689029Pkt (通信量合計 713352Pkt [0.09GB])	0	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	2,982	
	合計	2,982	
	内課税対象額 10%	2,982	
	内課税対象額 計	2,982	
	消費税等 10%	298	
	消費税等 計	298	
	ご請求金額	3,280	
	(税込金額 計 10%)	3,280	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会の印をご参照ください。https://www.tca.or.jp/

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

3-15-4-14

ご請求先番号：
Billing number

発行日 2023年 4月 11日

請求月 2023年 3月分
Month of Issue

SoftBank

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 0年 0ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン(音声) [3月8日~3月31日]	758	10%
	通話料 基本プラン(音声)	10,820	10%
	割引 家族割引(60円 × 100%)	60	10%
	月額料 定額オプション+ [3月8日~3月31日]	1,393	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-10,760	10%
	定額料 データプラン20GB(スマホ)	1,997	10%
	通話料 データ通信@0円/2Pkt	0	10%
	通話料 データ通信(4G LTB/5G)@0円 453991Pkt (通信量合計 454083Pkt [0.06GB])	0	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) [3月8日~3月31日]	361	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) 無料特典(361円 × 100%)	361	10%
X	手数料 契約事務手数料	3,000	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	7,150	
	合計	7,150	
	内課税対象額 10%	7,150	
	内課税対象額 計	7,150	
	消費税等 10%	715	
	消費税等 計	715	
	ご請求金額	7,865	
	(税込金額 計 10%)	7,865	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のIPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/

(1 / 1頁)

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。